

対象

一般的な共通要件、信用保証協会及び取扱金融機関の保証(融資)条件を満たし、次のすべてに該当する方です。

1. 平成21年3月31日以前に県制度融資〔事業資金(短期貸付)、企業パワーアップ資金、企業活力強化資金、中小企業高度化促進事業資金を除く。廃止された系列資金を含む。以下「借換対象制度資金」という。〕を借入れ、融資残高があること
2. 最近3か月の売上高又は利益率が過去3年間のいずれかの年の同期よりも減少していること
3. 経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること
4. 信用保証協会の管理上、事故扱い(破産等の申立、手形交換所の取引停止処分等)になっていないこと
5. 既往借入金について、元本返済又は利息支払いに延滞が生じていないこと
6. 既往借入金の返済が、各制度要綱の最長融資期間を超えていないこと

借換方法

※ 各既往借入金について借換えは1回限りです。

県制度融資を複数借り入れている場合は、一本化して申し込むことができます。

(平成21年4月1日以降に借り入れた制度資金を含めることができます。)

新規運転資金を含めての申込が可能です。

この場合、審査により新規運転資金の減額等ご希望に沿えない場合があります。

対象外資金

- 事業資金短期貸付
- 企業パワーアップ資金
- 企業活力強化資金
- 高度化促進事業資金(県単独高度化資金)
- 県金融課以外で所管する資金

他課所管制度(「環境みらい資金」等)、市町村制度、金融安定化特別保証制度及び日本政策金融公庫の融資制度等

融資条件

制度名	資金用途	融資限度額	融資期間 (据置) [以内]	融資利率 [以内]	信用保証	担保	保証人	取扱金融機関	申込場所
借換資金	運転資金	既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の範囲内で1億円を超えない額。	10年(1年)	金融機関所定利率	付する 0.45～ 1.64% セーフティネット保証1～6号利用の場合 0.80%	金融機関及び信用保証協会との協議	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の保証人は不要	既往借入金の取扱金融機関に限る	企業者: 商工会議所 又は 商工会組合 : 中小企業団体中央会

					セーフテ ィネット 保証7・ 8号利用 の場合 0.68%				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--